



平成 26 年 4 月 8 日

各 位

会社名 カップ・クリエイトホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 藤尾 益雄
(コード番号 7421 東証1部)
問合せ先 専務執行役員 須藤 恭成
(TEL 048-650-5100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 5 月 28 日開催予定の第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、「毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日まで」としてありますが、その他の関係会社である株式会社神明と決算期を統一して、経営計画の策定や業績管理など全般にわたってより効率的な事業運営を図るため、当社の事業年度を「毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」に変更するものであります。これに伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い経過の措置として新たに附則を設けることといたします。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の定員を 16 名以内から 10 名以内に減員するとともに、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。(変更案第 19 条、第 21 条)
- (3) 社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条に定める、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 30 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 5 月 28 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 5 月 28 日 (水曜日)

以上

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>2</u>月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (省 略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>3</u>月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>5</u>月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>16</u>名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外取締役の責任免除</u>)</p> <p>第30条 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額とする。</u></p>
<p>第<u>30</u>条～第<u>44</u>条 (省 略)</p>	<p>第<u>31</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第<u>45</u>条 当社の事業年度は、毎年<u>3</u>月1日から翌年<u>2</u>月末日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第<u>46</u>条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月<u>31</u>日まで <u>の1年</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(期末配当金) 第 46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>2</u>月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(期末配当金) 第 47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3</u>月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>(中間配当金) 第 47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8</u>月<u>31</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(中間配当金) 第 48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p>第 48条 (省 略)</p>	<p>第 49条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>附則 第 1 条 第12条（招集）の規定の変更は、平成26年7月1日からその効力を生じる。 第 2 条 第46条（事業年度）の規定にかかわらず、第37期事業年度は、平成26年3月1日から平成27年3月31日までの13ヵ月とする。 第 3 条 第48条（中間配当金）の規定の変更は、平成26年10月1日からその効力を生じる。 第 4 条 本附則第1条から本条までの規定は、第37期事業年度終了後をもってこれを削除する。</p>

以上